

平成30年1月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第893号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年10月19日

判 決

5

那覇市

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

10

同

同

同

同

同

三 宅 俊 司

池 宮 城 紀 夫

大 田 朝 章

仲 松 正 人

横 田 達

金 高 望

中 村 昌 樹

山 城 圭 介

齋 藤 祐 介

15

那覇市泉崎1丁目2番2号

被 告

同代表者知事

同訴訟代理人弁護士

同指定代理人

20

同

沖 縄 県

翁 長 雄 志

宮 城 和 博

喜 納 啓 信

新 里 賢 治

主 文

1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成28年11月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

25 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する平成28年11月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

6 1 本件は、原告が、ヘリコプター着陸帯（以下「ヘリパッド」という。）建設関連
工事が行われていた沖縄県国頭郡東村等に所在する米軍北部訓練場付近の沖縄
県道を普通乗用自動車（以下「原告車両」という。）で走行中、沖縄県警察の指揮
管理の下に検問を行っていた警視庁警察官に同工事に対する抗議参加者として
扱われ、2時間以上道路に留め置かれた上、原告車両等をビデオ撮影されたこと
10 について、かかる留め置き及びビデオ撮影は、原告の身体活動の自由、プライバシー権等を侵害する違法なものであり、これらによって精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料50万円及びこれに対する上記留め置き及びビデオ撮影が行われた日である平成28年11月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事
15 案である。

2 争いのない事実等

(1) 当事者

原告は、沖縄弁護士会に所属する弁護士であり、ヘリパッド建設に反対する住民らの弁護活動を行っていた者である（原告本人）。

20 被告は、沖縄県警察を設置する地方公共団体である（争いなし）。

(2) 米軍北部訓練場周辺における抗議活動等

ア 平成28年7月11日、ヘリパッド建設関連工事の開始に伴い、別紙記載のとおり、沖縄県国頭郡に所在する採石場から、津波交差点、平良交差点等を通り、米軍北部訓練場N1地区出入口（以下「N1出入口」という。）に至
25 るまでの国道58号線や沖縄県道70号線を含む全長約40キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）において、工事に必要な砂利をダンプカ

ーで搬送する作業が始まった（乙1，2，25ないし30）。

イ ヘリパッド建設に反対する住民らの一部は，連日，前記搬送を妨害するため，本件区間において，車両を低速走行させる，道路上に車両を放置するなどして道路を封鎖する，工事車両の前に立ちふさがるなどの抗議活動を行っていた（乙1，3（枝番含む。以下同様。）ないし8，26）。

ウ こうした抗議活動を踏まえ，沖縄県公安委員会は，警備に相当数の人員が必要と判断し，東京都，愛知県を含む他の都道府県の公安委員会に対して援助の要求を行い，県外からの特別派遣部隊を含む警備部隊が編制された（乙1，29，30）。

上記警備部隊により，本件区間のうち高江橋南側付近等において，N1出入口に向かう車両に対する検問等が行われていた（乙1，26ないし30）。

(3) 原告に対する留め置き及びビデオ撮影

ア 原告は，平成28年11月3日午前11時40分頃（以下，時刻のみ表記する場合は，平成28年11月3日中の時刻を指す。），本件区間内を高江共同売店からN1出入口方向へ原告車両で走行していたところ，高江橋南側付近において，警視庁警察官から停止を求められたため，一旦停止した（甲1ないし3，乙1，29）。

その後発進が許可された午後1時50分頃までの約2時間，原告は上記停止場所に留め置かれた（甲1ないし3，乙1，29。以下，かかる留め置きを「本件留め置き」という。）。

イ 警視庁警察官らは，午後零時12分頃から午後1時50分頃までの間，原告車両の外から原告車両に向けてビデオ撮影を行った（甲1ないし3，乙1，28，29。以下，かかるビデオ撮影を「本件ビデオ撮影」という。）。

(4) 関係法令の定め

ア 警察官職務執行法（以下「警職法」という。）5条

「警察官は，犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは，その予防

のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」

イ 警察法2条1項

5 「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」

3 争点

本件の争点は次の3点である。

- 10 (1) 本件留め置きの適法性（争点1）
(2) 本件ビデオ撮影の適法性（争点2）
(3) 原告の損害（争点3）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件留め置きの適法性（争点1）
15 （被告の主張）

ア 本件留め置きの法的根拠

20 本件留め置きは、当初は警職法5条に基づく制止であったところ、午後零時15分頃、原告が原告車両の停止に任意に応じるようになったことから、それ以降は、警察法2条1項に定められた警察の責務を達成するための任意手段としての停止となった。

イ 警職法5条について

25 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、一定の要件を満たせば、制止を行うことができる（警職法5条）。そして、社会通念上犯罪の危険性が切迫していると考えられる場合であれば、犯罪がまさに行われようとする場合に当たる。

平成28年11月3日以前、本件区間内路上において、座り込みや自動車

の放置による道路の封鎖等、ヘリパッド建設関連工事を妨害するための様々な犯罪行為が頻発していた。このような状況下において、原告は、警察官に反抗的な態度を示し、警察官をビデオ撮影するなどしており、警察官において、原告が上記工事に対する抗議参加者であると判断したのであるから、原告が同工事を妨害するために犯罪行為に至る蓋然性は高かった。

そのため、社会通念上原告による犯罪の危険性が切迫していたといえるから、本件留め置きは警職法5条に基づく制止行為として適法である。

ウ 警察法2条1項について

午後零時15分頃、警察官が原告に徒歩による移動を申し向けたのに対し、原告はそれを拒否した上、「停止には従います」と発言した（以下「本件発言」という。）ため、それ以降の本件留め置きは、警察法2条1項に規定する警察の責務を達成するために必要な手段として行われた、強制力を伴わない任意手段による留め置きとして評価されるべきであり、この措置に何らの違法もない。

（原告の主張）

被告は、本件留め置きは警職法5条及び警察法2条1項に基づくものであつて違法でないと主張するが、以下のとおり失当である。

ア 警職法5条について

N1出入口付近でヘリパッド建設についての抗議活動が行われていたのは事実であるが、冷静な非暴力行動として行われていたにすぎない。本件留め置き当時、原告について、犯罪がまさに行われようとすると思えるべき事情は全く存在しておらず、警職法5条の要件を満たしていなかった。

イ 警察法2条1項について

警察法2条1項は、警察官の抽象的な職責を定めているにすぎず、警察官の具体的な活動根拠となるものではない。

また、被告は原告が任意に原告車両を停止させたと主張するが、このよう

な事実はない。原告が警察官に本件発言をしたことはないし、周囲に警察官が立ち、原告車両の前方に鉄製の車止めを置かれるなどしていた当時の状況からして、原告が原告車両を進行させることは不可能であったのであり、本件留め置きは強制処分としての停止と評価されるべきであるから、警察法2
5 条1項によってこれが許容される余地はない。

(2) 本件ビデオ撮影の適法性（争点2）

（被告の主張）

警察官による写真撮影は、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必
10 要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われる場合には許容される。

前記(1)（被告の主張）イ記載の抗議活動の状況や原告の態度から、原告が原告車両を急発進させるなどして公務執行妨害等に及ぶおそれがあると考えられたため、証拠保全をすべく本件留め置きの状況として原告車両全体をビデオ
15 撮影したものであり、本件ビデオ撮影は適法である。

（原告の主張）

本件ビデオ撮影については、その必要性もなかった上、原告車両が車線変更して進行する場面を撮影することを目的に威圧的手段として行われたものであるから、違法である。
20

(3) 原告の損害（争点3）

（原告の主張）

原告は、警察官によって2時間以上にわたって違法に留め置かれ、身体活動の自由を奪われた上、弁護士としての業務を妨害された。また、違法にビデオ撮影されることでプライバシーを侵害された。
25

これらの違法行為によって、原告は重大な精神的苦痛を受けたのであり、これを慰謝するには、慰謝料として50万円が相当である。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 前記前提事実のほか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 米軍北部訓練場周辺における抗議活動

ア ヘリパッド建設関連工事が開始された平成28年7月11日以降、これに反対する住民らの一部は、連日、同工事に対する抗議活動を行った。具体的には、本件区間において、工事に必要な砂利が工事車両によって搬送されていたことから、①沖縄県道70号線において車両を低速走行させる、②道路上に複数台車両を放置し、車両間の隙間に座り込んで道路を封鎖する、③工事車両の前に飛び出したり、立ちふさがる、④工事車両の下に潜り込む、⑤工事車両の荷台にしがみつくと、⑥道路上において無許可の集会やデモを行うといった抗議活動が行われていた（以上、乙1、3ないし8、26ないし30、証人吉村、証人大城）。

こうした本件区間における一連の抗議活動において、公務執行妨害罪、往来妨害罪等を被疑事実として、少なくとも14名が逮捕されている（乙1、5、26、30、証人大城）。

また、平成28年8月中旬以降、抗議活動による道路封鎖等により、職場や学校に遅刻する、迂回して出勤するためにガソリン代がかさむ、学校の授業に支障を来すといった、近隣住民の生活に支障が及んでいる旨の報道がされた（乙1、6）。その一方で、同年9月20日及び同月21日には、こうした近隣住民への影響を考慮し、道路を封鎖する態様での抗議活動が行われなくなった旨の報道もされた（乙1、7）。

イ 本件区間の中でも特にN1出入口と米軍北部訓練場メインゲート（以下「メインゲート」という。）との間の約1.5キロメートルにわたる区間にお

いては、工事車両が頻繁に走行していたこともあり、抗議活動が激しく頻繁に行われていた（乙1、25、27、28、30、証人大城）。

上記区間においては、車両を放置して道路をふさぐなどの工事車両の走行妨害行為が多発しており、連日、N1出入口に向かった抗議参加者の車両や警察車両等が駐車され、道幅が狭くなっている状況にあった。もともと、こうした抗議参加者の車両のうち一定数は、道路の端に寄せて駐車されており、工事車両の走行を妨害している状態にはなかった（以上、乙30、証人大城）。
ウ 平成28年11月3日にも、早朝から、本件区間において、抗議活動が行われた（乙1、15、27）。

具体的には、午前8時14分頃にはN1出入口において、抗議参加者40名が集会を開始したが、午前10時20分頃、同所付近で座り込みを行っていた者が警察官によって移動させられ、道路の通行が確保されることとなった。午前9時16分以降、緑の水瓶の看板付近において、複数回にわたり、工事車両の進行を妨げる形での車両の駐車行為が行われたため、駐車車両は簡易レッカーにより移動される事態となった。午前10時17分頃、高江共同売店付近において、工事車両の前方での車両の低速走行がされ、午前10時48分頃及び午前11時17分頃には、N1出入口において、工事車両の前への飛び出し行為がそれぞれ行われた（以上、同前）。

(2) 抗議活動に対する警察の対応、その方針

ア 沖縄県警察は、本件区間において行われてきた抗議活動の内容、沖縄県道70号線の通行用道路としての重要性、安全に配慮した対応を行うためには抗議活動を行う者1名に対して複数の警察官が必要であること、夜間の抗議行動への対応の必要性、沖縄県警察の人員体制の実情等に照らし、警備のためには相当数の人員が必要であると考え、警察法60条1項に基づき、沖縄県公安委員会から警視庁、神奈川県警察、千葉県警察、愛知県警察、大阪府警察、福岡県警察の6都道府県の公安委員会に対して援助の要求を行った

(乙1, 29, 30, 証人吉村, 証人大城, 弁論の全趣旨)。

上記要求を受けて、警視庁、愛知県警察等の県外からの特別派遣部隊を含む警備部隊が編制され、その指揮監督は、警察法60条3項に基づき、沖縄県警察の警備方針の下で沖縄県警察所属の警察官が行っていた(同前)。

5 イ 平成28年11月3日にも、前記警備部隊による警備が行われていた。

午前10時18分頃以降、新川ダム入口付近、メインゲート南側付近、高江橋南側付近において検問が実施された。これら検問においては、北上してきた車両に対して警察官が一旦停止を求め、抗議参加者が乗った車両と判断されれば、徒歩によって進行を続けるか引き返すかを選んでもらうという方針が採られ、これに基づいた対応が行われていた。なお、こうした方針は、
10 車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までには至らない上、妨害行為があった場合に警察官による対応が可能であることを根拠として採られたものであった(以上、乙1, 29, 30, 証人吉村, 証人大城)。

また、沖縄県警察としては、検問におけるやり取り等によって、車両に乗った者が弁護士又は報道関係者であることが分かった場合には、その者の目的が抗議状況の確認や取材であって、工事車両に対する危険かつ違法な妨害行為に至る可能性は低いということを根拠に、身分を確認した上で通過を許すという方針を採っていた(乙1, 30, 証人大城)。
15

(3) 原告に対する本件留め置きの際の状況

20 ア 原告は、沖縄県国頭村東村高江で活動している平和運動センターの事務局長と、逮捕されている被疑者に関する対応について打合せをするため、本件区間内を高江共同売店からN1出入口方向へ原告車両で走行していた。原告は、スーツを着用し、背広に弁護士バッジをつけていたが、その背広は畳んで後部座席に置いていたため、弁護士バッジを外部から確認することができ
25 ない状態であった(以上、甲1, 乙19, 原告本人)。

原告は、メインゲート付近で行われていた検問を通過し、原告車両で北上

していたところ、午前11時40分頃、高江橋南側付近（N1出入口から約850メートル地点）において、検問を行っていた警視庁警察官であり、当該現場部隊の小隊長であった吉村駿一（以下「警察官吉村」という。）から、一旦停止を求められた（甲1ないし3，乙1，29，原告本人，証人吉村）。

5 原告が停止を求められた場所及び次のとおり実際に停止した場所は、二車線（片側一車線）の道路（県道70号線）である。原告は、停止を求められた後、道路の中央線付近に立っていた警察官の誘導に従って原告車両を直進させたところ、走行車線上に鉄製の停止用器材（アングル）が置かれ、同器材の後ろには「止まれ」と記載された三角旗を持った警察官が立ち、反対車
10 線との間にはカラーコーンが少なくとも2個置かれた場所まで誘導されたため、同器材の約5メートル手前の道路上に、原告車両を停車させることになった（以上，同前）。

イ 原告車両を停車させた後、警察官吉村は、原告に対して行き先や通行の目的を尋ねたが、原告は、「車両を止める根拠は何ですか。行き先や理由を聞く
15 根拠は何ですか」などと述べるのみで、警察官吉村からの質問への回答を拒否した。一方、警察官吉村も、車両を止める根拠等の説明を求める原告からの質問に対して回答しなかった。警察官吉村が、原告車両の窓から見える範囲で原告車両の中を見ても、原告車両の中に凶器になり得るものは見当た
20 なかった（以上，甲1，3，乙1，29，原告本人，証人吉村）。

20 また、原告は、本件留め置き後、原告車両の車内からデジタルカメラで警察官等を撮影したり、警察官の様子等をノートに記載するなどしていた（同前）。

警察官吉村は、原告とのやり取りの内容や、デジタルカメラで警察官を撮影するなどの原告の行動から、原告を抗議参加者と判断した。これを踏まえて沖縄県警察は、抗議参加者が乗っていると認められた原告車両をそのまま
25 通過させた場合、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれが

あると判断し、警職法5条に基づき原告車両による検問場所の通過を許さないという方針を採り、警察官吉村は、これに基づき本件留め置きを継続することとした（以上、乙1、29、30、証人吉村、証人大城）。

5
ウ 警察官吉村とは別の、採証班に属する警視庁警察官は、抗議参加者が乗っていると判断された原告車両による犯罪の発生等が予測されるとして、証拠保全のため、午後零時12分頃から午後1時45分頃までの間、原告車両に向けてその前方からビデオ撮影を行った（甲1、乙1、19、証人吉村、弁論の全趣旨）。

10 また、沖縄県警察警察官も同様に、午後零時32分頃から午後1時50分頃までの間、原告車両に向けてその後方からビデオ撮影を行った（甲1、乙28、29、証人吉村）。

15 エ 警察官吉村は、午後零時15分頃、原告から通行の可否を尋ねられたことを受けて、原告に対し、車両での通過は認められないが、徒歩での通行は可能である旨を述べた。これに対し原告は、徒歩での通行には応じられない旨を答えるとともに、「私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんなばかなことはしません」、「この状況は国賠請求しますから」などと述べた（以上、甲1、乙1、29、原告本人、証人吉村）。

20 警察官吉村は、午後零時55分頃、原告から再度通行の可否を確認されたことを受けて、原告に対し、引き返すことを要請したものの、原告は、これを拒否した（乙1、29、原告本人、証人吉村）。

25 警察官吉村は、午後1時35分頃、原告から本件留め置きがいつまで続くのかを確認されたことを受けて、原告に対し、徒歩で先に進むか引き返すことができないかを尋ねたものの、原告は、車両で進みたい旨を述べた。その後、警察官吉村は、原告に対し、「もうしばらくかかります」と述べた（以上、甲1、乙1、29、証人吉村）。

警察官吉村は、午後1時50分頃、警備本部から規制解除の指示があった

ため、原告車両を解放した（甲 1，乙 1，29。原告本人，証人吉村）。

オ 原告は、本件留め置きをされている間、暴れたり、警察官に対して暴力を振るうそぶりをするとはなかった。また、警察官に対して自身が弁護士であると伝えなかったほか、弁護士バッジを示すなどして自身の職業を明かすこともなかった（以上、甲 3，乙 1，29，原告本人，証人吉村）。

2 本件留め置きの適法性（争点 1）

原告は、前記 1(3)のとおりで午前 11 時 40 分頃から午後 1 時 50 分頃までの間留め置かれたものであるところ、このうち、少なくとも午前 11 時 40 分頃から午後零時 15 分頃までの間の留め置きは、原告の意思に反するものであったと認められる。その上で、被告は、本件留め置きは、当初は警職法 5 条に基づく制止であったところ、その後原告が原告車両の停止に任意に応じるようになった午後零時 15 分からは、警察法 2 条 1 項に定められた警察の責務を達成するための任意手段としての停止となったと主張するため、以下、これらの各根拠に応じて本件留め置きの適法性の有無を検討する。

(1) 警職法 5 条に関する検討

ア 警職法 5 条による制止行為が許容されるには、「犯罪がまさに行われようとする」場合であることが必要であるところ（同条）、ここでいう「まさには」とは、相当程度に具体的な犯罪が発生することが客観的に明らかなことをいうと解される。

イ(ア) これを本件についてみると、前記のとおり、ヘリパッド建設関連工事が開始された平成 28 年 7 月 11 日以降、本件区間において、工事に反対する住民らによって、工事に必要な砂利を搬送する工事車両に対する走行妨害行為等が頻繁に行われており、こうした妨害行為は、道路交通法 76 条 4 項 2 号、同項 6 号等に違反し、公務執行妨害罪（刑法 95 条 1 項）等を構成し得るものであるから、本件区間においては、抗議活動に伴って犯罪が発生する蓋然性が一定程度存していたと認められる。そして、本件区間

の中でも特にN1出入口とメインゲートとの間の区間においては、抗議活動が激しく頻繁に行われていたものであり、当該区間内では上記蓋然性が比較的高かったと認められる。

そうすると、平成28年11月3日においても、本件区間において工事車両の走行を妨害するための車両の駐車や低速走行といった抗議活動が実際に行われていたのであるから、原告に対する本件留め置きがされたN1出入口とメインゲートとの間に位置する高江橋南側付近を抗議参加者が車両で通過しようとした場合、その者を通過させることで犯罪が発生する蓋然性自体を否定することはできない。

そして、原告に対して検問を行った警察官吉村は、自身の質問に対する回答を拒否したり、原告車両内からデジタルカメラで警察官等を撮影する原告の言動等を踏まえ、原告を抗議参加者の蓋然性があると認め、原告において犯罪が行われるおそれを否定することができず、これについて警備措置等を講ずる必要性があると判断したものであり、沖縄県警察もこれに従ったものであるところ、かかる判断が一概に不合理であるとまでいうことはできない。

(イ) しかしながら、前記のとおり、N1出入口とメインゲートとの間の区間においても、抗議参加者の車両のうち一定数は、工事車両の走行を妨害することなく道路の端に寄せて駐車されていたことや、平成28年9月20日及び同月21日には、近隣住民への影響を考慮し、道路を封鎖する態様での抗議活動が行われなくなったとの報道がされていることなどからすれば、犯罪行為に及ぶことのない抗議参加者もまた相当数いたものと認められる。

すなわち、本件区間内、とりわけN1出入口とメインゲートとの間の区間内において、抗議参加者による犯罪行為が行われる蓋然性が当時存していたとしても、抗議参加者であるとの一事をもって、その者が犯罪行為に

及ぶ具体的蓋然性があると判断することは、合理性を欠くものといわざるを得ない。

そうすると、本件において、相当程度に具体的な犯罪が発生することが客観的に明らかであるというためには、その者について、抗議活動者であると合理的に判断される状況が存在するのみならず、不審な言動等の徴表によって、犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性が認められることが必要であると解される。

(ウ) 以上の検討を基に検討すると、原告は、本件留め置きの際、警察官吉村から停止を求められたり、行き先や通行の目的を尋ねられたのに対し、その根拠を問い返すとともに、デジタルカメラで警察官等を撮影したり、警察官の様子等をノートに記載するなどしていたところ、こうした原告の言動等を根拠に原告を抗議参加者の蓋然性があると認めた警察官吉村の判断が一概に不合理とはいえないことは前記のとおりである。

しかし、上記の原告の言動は、警察官に対する非協力的な態度の表れであるとはいえるものの、警察官による制止行為の根拠を確認し、警察官の行為を記録するという防御的な対応にとどまっており、原告において暴力に及んだり声を荒げたりするような挙動は何ら認められなかったのであるから、原告の上記言動のみをもって、原告が犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性があると認めることは困難である。また、抗議参加者は、座り込み、飛び出し行為、駐車行為のように、車両を離れた行動を行うことが中心となるため、動きやすい服装をしていることが認められるところ(乙1, 15, 27)、前記認定のとおり、原告は、抗議活動に適した服装ではなくスーツ姿であったことを併せ考慮すると、原告が犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性があったと認めることはできない。

(エ) したがって、本件留め置きの際、原告について、相当程度に具体的な犯罪が発生することが客観的に明らかな状況にあったということはできな

い。

そして、原告が犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性があると認められないことは、上記のとおり、原告の言動や服装等により客観的に判断することができるものであるから、本件留め置きの際、原告にこれがあるものと認めた警察官吉村の判断は、不合理なものであるといわざるを得ない。

ウ 以上によれば、本件留め置きの際、原告において「犯罪がまきに行われようとする」場合であったとは認められず、これがあるものと認めた警察官吉村の判断も不合理であるといわざるを得ないから、その余の要件について検討するまでもなく、本件留め置きは、警職法5条の要件を満たさないことが明らかである。

(2) 警察法2条1項に関する検討

ア 被告は、本件留め置きが任意手段としての停止であるとする根拠として、原告が午後零時15分頃に警察官に対して本件発言をしたことを挙げる。

しかしながら、原告は本件発言を一貫して否定しており、本件発言を聞いたとする警察官吉村の証言については、これを裏付ける的確な証拠は存しない。また、被告は、午後零時15分頃のやり取りにおいて原告が本件発言をした旨主張しているところ、前記のとおり、原告は、午後零時15分頃、警察官吉村から徒歩での通行の可否を尋ねられたのに対し、徒歩での通行には応じられない旨を答えるとともに、「この状況は国賠請求しますから」などと述べ、本件留め置きの間、警察官吉村に対し一貫して原告車両による通行を希望するなど、警察官に対して非協力的な態度を示していたものである上、弁護士である原告は、本件発言をすれば警察官が任意手段として本件留め置きを継続する可能性のあることを熟知していたものと推認される。そうすると、原告が、本件留め置きの途中で本件発言に至る合理的理由は見出し難いといわざるを得ない。

したがって、原告が本件発言をしたとする警察官吉村の証言を採用するこ

とはできないから、本件発言を根拠として本件留め置きが警察法2条1項によって許容されんとする被告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

イ また、前記のとおり、本件留め置きは二車線（片側一車線）の道路上で行われたものであり、原告車両の停止場所の前方には鉄製の停止用器材（アンクル）が置かれ、同器材の後ろには「止まれ」と記載された三角旗を持った警察官が立ち、反対車線との間にはカラーコーンが少なくとも2個置かれていたのであるから、本件留め置き当時、原告車両は、實際上進行することが不可能ないし著しく困難な状況にあったと認められる。

10 このような客観的な状況に加え、前記のとおり、原告は、本件留め置きの間、警察官吉村に対して一貫して原告車両による通行を希望していたことや、午後零時15分頃のやり取りの際、原告が「私が飛び出したところを狙っているんでしょがそんなばかなことはしません」とも発言していることなどに鑑みると、仮に、原告が本件発言と受け取られるような言動をしていたと
15 しても、原告としては、強引に検問を突破することはしないという意思を表明したにすぎないと考えられるから、原告が自らの意思で警察官吉村の求めに応じ、原告車両の停止に協力するに至ったと評価することはできない。

ウ 以上によれば、原告が午後零時15分頃に本件発言をしたとは認められず、客観的にも、原告が原告車両を進行させることは事実上困難であったのであるから、原告が午後零時15分以降に原告車両の停止に任意に応じたとは認められず、当時、警察官においてそのように判断することも相当でなかったと認められる。
20

したがって、本件留め置きが警察法2条1項に基づく任意手段として許容されんとする被告の主張を採用することはできない。

25 (3) 以上によれば、本件留め置きは、警職法5条、警察法2条1項のいずれによっても許容されない違法な措置であると認められる。

3 本件ビデオ撮影の適法性（争点2）

(1) 警察官によるビデオ撮影は、被撮影者の承諾なく容ぼう等を撮影されない自由を制約し得るものではあるが、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われる場合には許容されるものと解される。

(2) これを本件についてみると、被告は、抗議活動の状況や原告の態度に鑑みると、原告が原告車両を急発進させるなどして公務執行妨害等に及ぶおそれがあったため、証拠保全をする必要性及び緊急性があったと主張するところ、前記のとおり、犯罪行為に及ぶことをうかがわせる不審な言動を原告が行ったとは認められないから、原告が犯罪行為に及ぶ相当高度の蓋然性も、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性、緊急性も認められない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

さらに、本件ビデオ撮影は、公道上に停車している原告車両全体に対して行われたものとはいえ、撮影の対象に原告の容ぼう等も含まれていたと認められ（甲3）、原告が犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性はなかったこと、前記のとおり違法な本件留め置きに併せ、複数の警察官により1時間以上にわたって行われたものであることなどからすれば、その必要性も相当性も肯定することはできないといわざるを得ない。

(3) したがって、本件ビデオ撮影も違法な措置であると認められる。

4 原告の損害（争点3）

原告は、犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性が認められなかったにもかかわらず、2時間以上にわたって意思に反して留め置かれた上、1時間以上にわたって承諾なくその容ぼう等をビデオ撮影されたこと、かかる留め置きにより、弁護士としての業務に一定の支障を来したとうかがわれることなどの本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、違法な本件留め置き及び本件ビデオ撮影によって原告が受

けた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、30万円をもって相当とする。

第4 結論

以上のとおり、沖縄県警察の指揮管理下にあった警察官が原告に対してした本件留め置き及び本件ビデオ撮影は、いずれも原告の自由を制約するものであり、かつ、警職法5条及び警察法2条1項のいずれによっても正当化することができないものであるから、国家賠償法上、違法と評価される。また、本件留め置き及び本件ビデオ撮影に及んだ警察官の判断は不合理といわざるを得ないので、当該警察官が本件留め置き及び本件ビデオ撮影という違法行為に及んだことには過失があったものというべきである。

そして、原告がこれらの違法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するに必要な金額は30万円と認められる。

したがって、原告の請求は主文の限度で理由があるから、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

森 鍵

裁判官

中 町

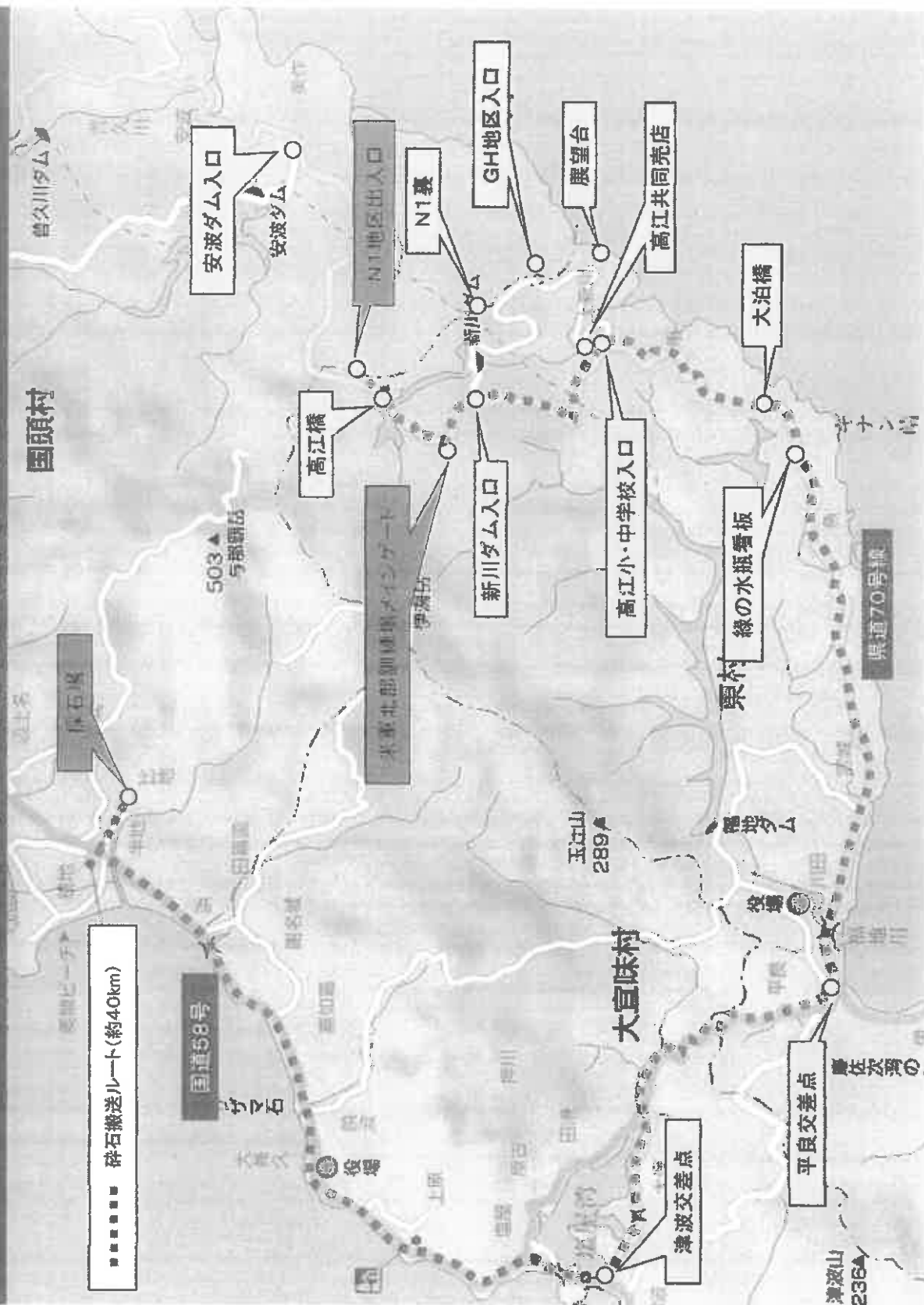
翔

裁判官

山 村

涼

米軍北部訓練場周辺図



これは正本である。

平成30年1月16日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 白 浜 友 也

